

■ 3月1日～31日 新島・式根島の航路と発着時間

問い合わせ：東海汽船・新島 ☎ 5-0187 式根島 ☎ 7-0357

1～31日【大型船】毎日運行

東京便	下り	上り
東京	午後 10:00 発	
新島	午前 8:35 着 午前 8:45 発	午前 11:45 着 午前 11:55 発
		午前 11:20 着 午前 11:25 発
式根島	午前 9:05 着	
東京		午後 7:00 着 土日 7:45 着

【神新汽船】下田行き：毎週水曜日運休

下田便	日・火・金	月・木・土
下田	午前 9:20 発	午前 9:20 発
新島	午後 12:00 着 午後 12:15 発	午後 1:20 着 午後 1:40 発
	午後 12:35 着 午後 12:50 発	午後 12:50 着 午後 1:00 発
式根島		
下田	午後 4:20 着	午後 4:20 着

3月はジェットfoilの運行はありません。

税政係からのお知らせ

■ 平成25年度住民税申告について

1月1日現在、村内に住所を有する方はすべて、原則として住民税の申告が必要です。申告期限は、毎年3月15日です。ただし、次に該当する方は、申告しなくてもよいことになっています。

- ①すでに所得税の確定申告をした
- ②前年中の所得が給与所得のみで、給与支払者が村に「給与支払報告書」を提出している
- ③前年中の所得が公的年金等に係る所得のみ
- ④親族の被扶養者として確定申告書に記載されている（勤務先での年末調整含む）

▼申告が無い場合

無申告の場合、非課税証明などの税証明書が交付できません。住民税の申告は、国民健康保険税や介護保険料などの算定や、国民年金保険料の免除などの資料となります。収入が無く、控除対象配偶者・扶養親族にもなっていない方や、障害年金などの非課税所得のみの方も、毎年住民税の申告をしてください。

▼ご注意ください

次に該当する方は、確定申告は不要ですが、住民税申告は必要な場合があります。社会保険料や扶養などの所得控除額を正しく申告しないと、住民税額が高くなる場合があります。

- ①公的年金等の収入が40万円以下で、その公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下
- ②所得金額が少なく、納めるべき所得税が無い、など

また、給与支払者が「給与支払報告書」を市町村に提出していない場合、その給与受給者は自分で気付いて申告しない限り、無申告者となってしまいます。法人・個人事業主の方は、従業者全員分の「給与支払報告書」の提出義務がありますので、ご協力をお願いします。

▼住民税申告に必要な書類

申告書の用紙は税政係と各支所にあります。添付・提示する書類は、所得税の確定申告と同様です。収入のある方は、源泉徴収票・社会保険料や生命保険料の控除証明書・領収書など、収入金額や控除額が確認できる書類が必要です。給与支払者から源泉徴収票の交付が受けられない場合などは、ご相談ください。申告の際は、印鑑をご持参

ください。

【申告の受付・問い合わせ先】

企画財政課税政係
☎(5)0240内線113

島嶼町村一部事務組合から

■ 大島一般廃棄物管理型最終処分場見学会について

とき 3月27日午後2時～
場所 東京都大島町差木地区
募集人員 20名（現地集合が可能な個人または団体）

申込方法 3月22日（金）午後5時までに電話申込

申込み・問い合わせ先

東京都島嶼町村
一部事務組合 河野・鈴木
☎03(3432)4961

民生課からのお知らせ

■ 住民基本台帳ネットワークシステムの機器更改について

平成25年3月8日（金）～15日（金）まで、住民基本台帳ネットワークシステムの更改のため、この期間中は広域交付住民票と住基カードの発行ができません。また特例による転入や転出

手続きを行う際には、お手数ですが住民年金係までご連絡ください。大変ご迷惑おかけいたしますが、ご協力よろしくお願ひ致します。

問い合わせ

民生課 ☎(5)0240内線111

■ ちよこつと共済加入について

「ちよこつと共済」は、東京都39市町村の住民が会費を出し合い、交通事故にあつた時、見舞金を受けられる助け合いの制度です。選べる2コース入制です。
○Aコース年額10000円の会費で最高300万円の見舞金
○Bコース年額5000円の会費で最高150万円の見舞金
さらにどのコースでも、会員が交通災害で死亡したときに、中学生以下のお子さんがある場合、年額10万2千円の交通遺児年金が支給されます。

加入申込書付きパンフレットは、今月号の広報にいじま同時に各家庭に配布します。

申込窓口 民生課住民年金係

または各支所

詳細・問い合わせ

ちよこつと共済ホームページ
<http://www.ctv-tokyoo.or.jp/>
民生課住民年金係

☎(5)0240内線111

■国民年金「学生納付特例制度」について

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。また夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

学生納付特例の承認期間は4月～翌年3月までとなりますが、次の年度も在学予定である場合、4月初めに再申請の用紙が送られてきますので、引き続き学生であれば、必要事項を記入の上ご返送ください。

なお、承認された期間は老齢基礎年金を受けとるために必要な期間に参入されますが、年金額には反映されません。就職等で収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることができ「追納制度」を利用されることをお勧めします。

詳細・問い合わせ
港年金事務所
☎03(5401)3211
民生課住民年金係
☎(5)0240内線111

調整室からのお知らせ

■平成25年度第1回東京都島しょ地域中小企業等振興補助事業の募集について

事業名 平成25年度第1回東京都島しょ地域中小企業等振興補助事業
募集期間 4月1日(月)～5月31日(金)

※この補助事業は公益財団法人東京都中小企業振興公社が実施する「東京都地域中小企業応援ファンド地域資源活用イノベーション創出助成事業」(以下、「ファンド助成事業」)への申請を条件としています。当該助成事業の結果を踏まえ、交付・不交付を決定します。

なお、ファンド助成事業の申請書類提出日は平成25年5月7日(火)～10日(金)で、事前の申請書類提出希望日申

込(3月4日～4月19日)が必要となっておりますので、希望される方は早めにご相談ください。

- ①地域資源を活用した特産品に関する事業
- ②地域資源を活用した観光の振興に関する事業
- ③①、または②に関連した事業展開に関する事業

事業期間 事業開始の時期から2年以内
対象事業者
①個人事業者、中小企業、組合等、財団法人・社団法人・特定非営利活動法人、複数の企業等で構成される中小企業グループ、その他地域活性化に資する取組みを行うと認められる法人等。

※ただし、東京都島しょ地域に主たる事業所をもち、事業を営んでいること(法人の場合は島しょ地域に登記、個人の場合は島しょ地域に開業届出をすること)。

②創業を具体的に予定している方※ただし事業完了までに島しょ地域に主たる事業所を持ち、事業を営んでいること(法人の場合は島しょ地域に登記、

または開業届出が必要。補助金額

補助対象経費の10分の9以内で1000万円を上限とします。ただし、ファンド助成事業での助成金額は除きます。各種様式等の配布

公社ホームページアドレス
<http://www.tokyoislands-net.jp/island-resident/tusyokigyohojyo/post-77.html>

なお、募集パンフレットについては、一定部数を早急に発送する予定です。町役場窓口においていただき周知を図っていただくなど、ご協力をお願いいたします。

提出先
○ファンド助成事業
公益財団法人

東京都中小企業振興公社
○平成25年度 第1回東京都島しょ地域中小企業等振興補助事業
新島村役場 企画調整室
問い合わせ

公益財団法人島しょ振興公社
☎03(5472)6546
公益財団法人 東京都中小企業振興公社 助成課
☎03(3251)7895

■住民センター図書室から新刊のご案内



今野 敏



道尾 秀介



海堂 尊

- ★北斗 石田 衣良
- ★大絵画展 望月 諒子
- ★母性 湊 かなえ
- ★パラダイスロスト 柳 広司

★手作りエクステリア百科

■本村住民センター図書室

利用時間

午前 9:00～午後 5:00(年末・年始をのぞく)

*新刊の貸し出しなど、教育委員会へお問い合わせください。

☎教育委員会 5-0203 直通